

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>【省略用語例】 このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。 法 …………… 金融商品取引法（昭和23年法律第25号） 令 …………… 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号） 定義府令 …………… 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号） 特定有価証券開示府令 …… 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号） (削る)</p>	<p>【省略用語例】 このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。 法 …………… 証券取引法（昭和23年法律第25号） 令 …………… 証券取引法施行令（昭和40年政令第321号） 定義府令 …………… 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号） 特定有価証券開示府令 …… 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号） 開示府令 …………… 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）</p>
<p>このガイドラインは、特定有価証券の内容等の開示に関し特定有価証券特有の留意事項を示したものであり、開示に関する一般的な留意事項については「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年大蔵省金融企画局）」を参照するものとする。</p>	<p>このガイドラインは、特定有価証券の内容等の開示に関し特定有価証券特有の留意事項を示したものであり、開示に関する一般的な留意事項については「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年大蔵省金融企画局）」を参照するものとする。</p>
<p>法第2条（定義）関係</p> <p><u>（法令上の分別管理義務がある場合における信託の受益権の取得勧誘）</u> 2-1 <u>法令上、事業者が顧客から預託を受けた金銭を保全するための分別管理義務が定められている場合であって、当該義務の履行として信託を行う旨を当該事業者が当該顧客に伝えるような行為は、基本的に、信託の受益権の取得勧誘（法第2条第3項に規定する取得勧誘をいう。）に該当しないものと取扱うことに留意する。</u></p> <p><u>（有価証券の内容等を説明した書面）</u> 2-2 <u>定義府令第11条第2項第3号ロ、第13条第3項第4号イ及びロ並びに同項第5号ハに規定する「当該有価証券の内容等を説明した書面」とは、当該有価証券が、その投資者に受益権証書（当該受益権証書の預り証を含む。以下同じ。）が交付され、当該受益権が譲渡されるごとに新受益権証書が譲受者に交付されるものである場合には、当該受益権証書とする。ただし、当該受益権証書に信託契約の写しが添付される場合には、それをもって当該受益権証書への記載に代えることができることに留意する。</u></p>	<p>法第2条（定義）関係</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2-1 <u>定義府令第5条第1項第3号、第7条第3項第3号イ及びロ並びに同項第4号ハに規定する「当該有価証券の内容等を説明した書面」とは、当該有価証券が、その投資者に受益権証書（当該受益権証書の預り証を含む。以下同じ。）が交付され、当該受益権が譲渡されるごとに新受益権証書が譲受者に交付されるものである場合には、当該受益権証書とする。ただし、当該受益権証書に信託契約の写しが添付される場合には、それをもって当該受益権証書への記載に代えることができることに留意する。</u></p>

(削る)

法第3条(適用除外有価証券)関係

(有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第5号に掲げる権利)

3-1 次に定める場合に該当する法第2条第2項第5号に掲げる権利は、令第2条の9第1項に規定する権利に該当するものとして取り扱うことに留意する。

① 当該権利の取得勧誘(法第2条第3項に規定する取得勧誘をいい、法第2条の2第2項に規定する組織再編成発行手続を含む。以下同じ。)又は売付け勧誘等(法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいい、法第2条の2第3項に規定する組織再編成公布手続を含む。以下同じ。)を行う時点において、当該権利に係る出資又は拠出を受ける金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に対する投資を行う見込みである、又は行っている場合

② 当該権利に係る特定期間の末日において、当該権利に係る出資又は拠出された金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に投資を行っている場合

(有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利)

3-2 次に定める場合に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利は、令第2条の10第1項第1号に規定する権利に該当するものとして取り扱うことに留意する。ただし、信託を受けた有価証券の管理を目的とする信託であり、当該信託財産である有価証券をもって新たに「有価証券に対する投資に充てて運用」を行わない限りにおいては、当該信託の受益権については、有価証券投資事業権利等に該当しないことに留意する。

① 当該権利の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う時点において、当該権利に係る信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う見込みである、又は行っている場合

② 当該権利に係る特定期間の末日において、当該権利に係る信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行っている場合

2-2 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第3号及び第4号に掲げる権利(2-2において「組合契約出資持分」という。)を譲渡する場合で、次に掲げる場合に該当するときは、当該組合契約出資持分の発行者を適格機関投資家とみなすことに留意する。

① 令第1条の4第2項第2号ロの規定によりその取得の申込みの勧誘の相手方から除かれた適格機関投資家が取得した組合契約出資持分を当該組合契約出資持分の発行者に譲渡する場合

② 法第2条第3項第2号イの規定により適格機関投資家のみを相手方として行うものとして発行された組合契約出資持分を当該組合契約出資持分の発行者に譲渡する場合

(新設)

(新設)

(新設)

<p>(有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第3号に掲げる権利)</p> <p>3-3 次に定める場合に該当する法第2条第2項第3号に掲げる権利は、令第2条の10第1項第3号に規定する合名会社、合資会社又は合同会社の社員権に該当するものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>① 当該権利の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う時点において、当該権利に係る出資総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて事業を行う見込みである、又は行っている場合</p> <p>② 当該権利に係る特定期間の末日において、当該権利に係る出資総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて事業を行っている場合</p>	<p>(新設)</p>
<p>(有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第2号、第4号又は第6号に掲げる権利)</p> <p>3-4 3-1は法第2条第2項第6号に掲げる権利の取扱いについて、3-2は同項第2号に掲げる権利の取扱いについて、3-3は同項第4号に掲げる権利の取扱いについて準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>法第4条（募集又は売出しの届出）関係</p>	<p>法第4条（募集又は売出しの届出）関係</p>
<p>(第2項有価証券の発行価額・売出価額の総額)</p> <p>4-1 第2項有価証券（法第2条第3項に規定する第2項有価証券をいう。以下同じ。）の発行価額又は売出価額の総額は、募集又は売出しに係る払込予定金額の総額をもって算定するものと取扱うことについて留意する。</p>	<p>4-1 特定有価証券開示府令第7条に規定する募集によらないで発行する場合には、法第2条第3項第2号イに該当する場合は含まれないことに留意する。</p>
<p>(第2項有価証券の所有者が届出を要する人数未満になった場合等)</p> <p>4-2 有価証券届出書の提出日以後、当該有価証券届出書による取得勧誘若しくは売付け勧誘等に係る第2項有価証券を所有することとなった者の人数が500名未満である場合又は当該有価証券届出書に係る有価証券の募集若しくは売出し若しくは発行を取り止めようとする場合には、当該有価証券届出書を提出した者は、遅滞なく、当該有価証券届出書を取り下げの旨を記載した「届出の取下げ願い」を関東財務局長に提出するものとする。この場合には、当該有価証券届出書及びその写しについて法第25条の規定による公衆縦覧を取り止めるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(届出の取下げ願いが提出された場合)</p> <p>4-3 4-2により届出の取下げ願いの提出があったときは、当該届出の取下げ願いの提出があった日に法第4条第5項に規定する通知書があったものとみなす。この場合において、発行され又は売り付けられた第2項有価証券は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券には該当しないものとして取り扱う。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(参照方式の利用適格書面)</p> <p>4-4 特定有価証券開示府令第12条第1項第3号ハ又は第6号ハに規定する「書面」は、おおむね次の様式により作成するものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>4-2 特定有価証券開示府令第12条第1項第3号ハ又は第6号ハに規定する「書面」は、おおむね次の様式により作成するものとする。</p>

(様式)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

	投資法人名	印
	代表者の役職氏名	印
1	当法人は1年間継続して有価証券報告書を提出している。	
2	当法人の発行する投資証券は、〇〇取引所に上場されている。 (新規上場日 平成 年 月 日) (注) 新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合には、記載を要しない。	
3	(次のいずれかを記載する。)	
イ	当法人の発行済投資証券は、算定基準日(平成 年 月 日)以前〇年間の金融商品市場における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が100億円以上である。	
	(1) 売買金額の合計を〇で除して得た額	円
	(2) 〇年平均(又は基準時)上場時価総額	円
ロ	当社の発行済投資証券は、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が250億円以上である。	
	(参考)	
	(平成 年 月 日の上場時価総額)	
	〇〇取引所における最終価格	円
	× 発行済投資口総数 口 =	円
	(平成 年 月 日の上場時価総額)	
	〇〇取引所における最終価格	円
	× 発行済投資口総数 口 =	円
	(平成 年 月 日の上場時価総額)	
	〇〇取引所における最終価格	円
	× 発行済投資口総数 口 =	円
ハ	当社は、一の格付機関により既に発行した投資証券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した投資証券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする投資証券のいずれかに特定格付が付与されている。(これらの格付が公表されている場合に限る。)	
	(1) 格付が付与されている投資証券(既に発行したもの)の名称	〇〇
	格付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)	
	(2) 格付が付与されている投資証券の名称	
	既に発行したもの又は当該届出をしようとするものの別	
	格付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)	

法第5条(有価証券届出書の提出とその添付書類)関係

(様式)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

	投資法人名	印
	代表者の役職氏名	印
1	当法人は1年間継続して有価証券報告書を提出している。	
2	当法人の発行する投資証券は、〇〇証券取引所に上場されている。 (新規上場日 平成 年 月 日) (注) 新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合には、記載を要しない。	
3	(次のいずれかを記載する。)	
イ	当法人の発行済投資証券は、算定基準日(平成 年 月 日)以前〇年間の有価証券市場における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が100億円以上である。	
	(1) 売買金額の合計を〇で除して得た額	円
	(2) 〇年平均(又は基準時)上場時価総額	円
ロ	当社の発行済投資証券は、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が250億円以上である。	
	(参考)	
	(平成 年 月 日の上場時価総額)	
	〇〇証券取引所における最終価格	円
	× 発行済投資口総数 口 =	円
	(平成 年 月 日の上場時価総額)	
	〇〇証券取引所における最終価格	円
	× 発行済投資口総数 口 =	円
	(平成 年 月 日の上場時価総額)	
	〇〇証券取引所における最終価格	円
	× 発行済投資口総数 口 =	円
ハ	当社は、一の格付機関により既に発行した投資証券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した投資証券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする投資証券のいずれかに特定格付が付与されている。(これらの格付が公表されている場合に限る。)	
	(1) 格付が付与されている投資証券(既に発行したもの)の名称	〇〇
	格付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)	
	(2) 格付が付与されている投資証券の名称	
	既に発行したもの又は当該届出をしようとするものの別	
	格付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)	

法第5条(有価証券届出書の提出とその添付書類)関係

(主要なものとの間に締結した契約)

5-1 次の各号に掲げる有価証券の発行者が当該各号に定める者との間で契約(約款を除く。)を締結している場合には、特定有価証券開示府令第12条第1項第1号ロに規定する「主要なものとの間に締結した契約」に該当することとなるので留意する。

- ① 外国投資信託受益証券 受託会社、投資運用会社(投資運用業のうち法第2条第8項第14号に掲げる行為を行う金融商品取引業者をいう。)又は投資顧問会社(投資運用業のうち法第2条第8項第12号ロに掲げる行為又は投資助言・代理業を行う金融商品取引業者をいう。以下同じ。)、管理事務代行会社、本邦における代行金融商品取引業者
- ② 外国投資証券資産 運用会社(投資運用業のうち法第2条第8項第12号イに掲げる行為を行う金融商品取引業者をいう。)又は投資顧問会社、資産保管会社(有価証券等管理業務を行う金融商品取引業者をいう。)、一般事務受託者、外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社、本邦における代行金融商品取引業者
- ③ 外国貸付債権信託受益証券 信託財産たる貸付債権の原保有者、貸付債権の回収など信託財産の管理を行う者、受託者、当該有価証券の信用補完を行っている者、本邦における募集・売出しについての引受金融商品取引業者
- ④ 資産流動化証券 原保有者、管理資産の管理を行う者、管理資産の回収等の管理を行う者、当該有価証券に信用補完等を行っている者、本邦における募集・売出しについての引受金融商品取引業者、社債管理者又は社債の管理会社
- ⑤ 信託受益証券又は信託受益権のうち外国貸付債券信託受益証券の性質を有するもの 受託者、信託財産に信用補完等を行っている者、貸付債権の回収の委託を受けた者
- ⑥ 信託社債券 受託者、信託財産の原保有者、信託財産の管理を行う者、信託財産の回収等の管理を行う者、受託者が発行する社債が信託財産のために発行されるものであることを示す契約等、本邦における募集・売出しについての引受金融商品取引業者、社債管理者又は社債の管理会社
- ⑦ 信託受益証券又は信託受益権 受託者、信託財産の原保有者、信託財産の管理を行う者、信託財産の回収等の管理を行う者、本邦における募集・売出しについての引受金融商品取引業者

(削る)

5-2 (略)

(新設)

5-1 次の各号に掲げる有価証券の発行者が当該各号に定める者との間で契約(約款を除く。)を締結している場合には、特定有価証券開示府令第12条第1項第1号ロに規定する「主要なものとの間に締結した契約」に該当することとなるので留意する。

- ① 外国投資信託受益証券 受託会社、投資運用会社又は投資顧問会社、管理事務代行会社、本邦における代行証券会社
- ② 外国投資証券資産 運用会社又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社、本邦における代行証券会社
- ③ 外国貸付債権信託受益証券 信託財産たる貸付債権の原保有者、貸付債権の回収など信託財産の管理を行う者、受託者、当該有価証券の信用補完を行っている者、本邦における募集・売出しについての引受証券会社
- ④ 資産流動化証券 原保有者、管理資産の管理を行う者、管理資産の回収等の管理を行う者、当該有価証券に信用補完等を行っている者、本邦における募集・売出しについての引受証券会社、社債管理者又は社債の管理会社
- ⑤ 貸付債権信託受益権 受託者、信託財産に信用補完等を行っている者、貸付債権の回収の委託を受けた者

(新設)

(新設)

5-2 特定有価証券開示府令第5号様式記載上の注意(19)に規定する「貸付債権の原保有者の債権貸付事業の概要」については、信託財産に関して信託財産たる貸付債権の原保有者が営む事業の内容の概略について記載し(例えば、信託財産がクレジット・カード債権の場合にはクレジット・カード事業について、提携カード会社との提携内容、口座開設の勧誘方法、信用審査の手続、カード保有者との契約内容などについて概括的に説明する。)、あわせて、当期における当該事業の業界を取り巻く社会・経済情勢や業界内の競争状況などを記載するものとする。

5-3 (略)

(削る)	<p>5-4 特定有価証券開示府令第5号様式記載上の注意(22)のbに規定する「当該信託に関し他の種類の受益権を有している者がいる場合」とは、例えば、信託財産の持分が証券保有者持分と発行者持分とに分かれる場合、単一の信託から優先証書と劣後証書が発行されている場合又は複数の証書がシリーズとして発行されている場合をいう。</p>
(削る)	<p>5-5 特定有価証券開示府令第5号様式記載上の注意(23)の規定により「信用補完」について記載する場合には、例えば、銀行による信用状により信用補完されている場合には、当該銀行の名称、格付等と信用状がカバーする範囲、信託財産の投資者持分と発行者持分等の中で元利償還の優先劣後構造を設けることにより信用補完がされている場合には、その仕組みの概要等をわかりやすく記載するものとする。</p>
(削る)	<p>5-6 特定有価証券開示府令第6号様式記載上の注意(15)に規定する「委託者の貸付に係る事業の概要」については、貸付にかかる主要な融資商品の種類とその融資対象、期間や金利についての決定方法等を包括的に記載し、あわせて当期における貸付事業を取り巻く環境（一般的な経済、金融情勢や不動産市場や住宅建設市場をめぐる環境等）も簡略に説明するものとする。</p>
(削る)	<p>5-7 特定有価証券開示府令第6号様式記載上の注意(16)に規定する「貸付債権の内容」においては、信託財産たる貸付債権について、融資した資金の使途（例えば住宅用土地・建物、賃貸用土地・建物、建物増改築など）が限定されている場合にはその内容、金利について固定金利か変動金利かいずれかに限定されている場合はその旨、償還までの期間や金利はおおむねどの程度の範囲内の債権で構成されているか、保証付のものに限定されている場合には、その内容（例えば、不動産抵当、貸付保証保険、保証会社保証のいずれかなど）等を記載するものとする。</p>
(削る)	<p>5-8 特定有価証券開示府令第6号様式記載上の注意(18)のb及び記載上の注意(30)のcに規定する「当該信託に関し他の種類の受益権を有している者がいる場合」とは、例えば、買戻方式（信託の終了時その他必要に応じて委託者が信託財産たる貸付債権の買戻し等を行う義務を負う方式）の貸付債権信託で第一受益権と第二受益権が存在する場合、売切方式（委託者が買戻方式の義務を負わない方式）の横割型について償還期限の異なる複数の受益権が存在する場合などをいう。</p>
(削る)	<p>5-9 特定有価証券開示府令第6号様式記載上の注意(22)に規定する「貸付債権の状況」については、貸付債権が住宅ローン債権の場合、おおむね以下の区分に従い記載するものとする。</p> <p>① 資金使途別については、「住宅用土地・建物」、「賃貸用土地・建物」、「店舗付住宅用土地・建物」、「建物増改築」、「その他の土地・建物」、「その他」などの区分</p>

	<p>② 一件当たりの金額別については、「500万円未満」、「500万円以上1,000万円未満」、「1,000万円以上5,000万円未満」、「5,000万円以上1億円未満」、「1億円以上」の区分</p> <p>③ 貸付期間別については、「5年以内」から「25年超」まで5年きざみの区分</p>
<p>法第7条（訂正届出書の提出）関係</p> <p><u>7-2 7-1は、追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等（法第3条第3号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。）に該当するものの取扱いについて準用する。</u></p>	<p>法第7条（訂正届出書の提出）関係</p> <p>（新設）</p>
<p>法第8条（届出の効力発生時期）関係</p> <p><u>8-2 8-1は、追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等に該当するものの取扱いについて準用する。</u></p>	<p>法第8条（届出の効力発生時期）関係</p> <p>（新設）</p>
<p>法第24条（有価証券報告書及びその写しの提出）関係</p> <p>（削る）</p>	<p>法第24条（有価証券報告書及びその写しの提出）関係</p> <p><u>24-3 特定有価証券開示府令第5号様式記載上の注意(44)の規定に準じて記載される特定有価証券開示府令第8号様式の「監査等の概要」において添付される信託財産についての監査等の報告書については、直近のものが本有価証券報告書提出日以前に提出された有価証券報告書に添付されたもの以外にない場合には、本有価証券報告書においては添付を要せず、その旨を記載するものとする。</u></p>
<p>法第24条の5（半期報告書及びその写しの提出）関係</p> <p>24の5-2 <u>5-2は半期報告書に関する取扱いについて準用する。</u></p> <p><u>24-5-3 24-5-1は、受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等に該当するものの取扱いについて準用する。</u></p>	<p>法第24条の5（半期報告書及びその写しの提出）関係</p> <p>24の5-2 <u>5-3、5-8及び5-9は半期報告書に関する取扱いについて準用する。</u></p> <p>（新設）</p>